

至仏山保全対策基本方針

至仏山には、尾瀬においてもっとも長い時間をかけて成立した自然環境があり、その独特な植生等を中心とした生物群集の価値は、学術的にも極めて高く評価されている。このことから日光国立公園の特別保護地区や国の特別天然記念物にも指定され、国土の生物多様性の保全や自然とふれあう環境教育の場としての価値も重要視されてきた。しかし、至仏山の登山道周辺では、人々の利用をきっかけとした植生の荒廃や山肌の崩壊、泥炭や土壌の流亡という問題が、深刻な状況となっている。

至仏山の環境保全対策については、平成元年から8年まで関係者の合意により東面登山道が閉鎖され、環境庁（当時）及び群馬県が保全対策を検討し、その結果を基に、群馬県は国庫補助を受け総額2億円余りをかけて登山道を整備した。また、土地所有者である東京電力(株)も、鳩待峠から高天ヶ原にかけて、整備費約2億円をかけて登山道を整備した。しかし、平成9年の登山道再開後も、植生の荒廃につながる環境破壊が生じている箇所が依然として見受けられる。

こうした状況を踏まえ、財団法人尾瀬保護財団では、関係機関と有識者による至仏山保全緊急対策会議を設置し、保全対策について検討を進めてきた。至仏山保全緊急対策会議では、至仏山の生物多様性保全の観点から、国立公園にふさわしい至仏山の植生保護と利用の適正化に関する基本方針を定め、関係機関に対し、今後この方針に基づいて具体的な保全措置を講じていくよう働きかけるものとする。

至仏山保全対策基本方針

- 1 至仏山の環境問題の現状と原因を、科学的手法により正確に把握し直す。

現況を生態学的観点から正確に把握する
専門委員会の設置

- 2 至仏山の植生復元対策について、生物多様性保全のため積極的に推進する。

生物多様性保全の観点から評価検討する
植生復元の実践活動への支援
箇所毎の植生復元対策の検討

- 3 国立公園にふさわしい自然保護と利用を進めるため、登山道等の施設の改善と適正化を進める。

至仏山にふさわしい登山道等施設のあり方について検討する
登山道の付け替え（ルート変更）の検討
不明確な登山道やテラス・ベンチ等の改善
合理的かつ統合的な補修点検システムの検討
安全対策の推進

- 4 至仏山にふさわしい利用の適正化を図る。

至仏山にふさわしい利用調整モデルについて検討する
残雪期の利用規制対策の再検討
環境教育の推進
ガイドを活用した自然観察と利用指導の実践

- 5 保全対策の立案・実施・評価については、積極的に情報を公開し、広く市民の意見を求める。

1 至仏山の環境問題の現状と原因を、科学的手法により正確に把握し直す。

現況を生態学的観点から正確に把握する
至仏山の土壌の流亡、植生の荒廃は各所で発生しているが、砂礫の大きさや岩礫の露出状況、植生の残存度合などの状況は必ずしも一様でない。裸地化の原因が、気象・地形・地質といった自然的要素にあるのか、それとも登山者の踏圧といった人為的要素に起因しているのかについて、その因果関係を箇所毎に生態学的観点から調査し、正確に把握することが必要である。

専門委員会の設置

この調査は、専門家で構成する委員会を設けて行う。専門委員会では、至仏山の自

然環境保全活動に関する調査計画を立案し、生態学的視点から至仏山の現況を把握し直す。今後、関係機関によって行われる調査活動は、この調査計画に基づき実施していくものとする。

さらに、専門委員会は、調査計画に基づき関係機関が行った調査結果をとりまとめ、総合的な検討を行った上で、至仏山保全対策（至仏山環境保全活動に関する基本的な計画）について、本対策会議に提言する。

2 至仏山の植生復元対策について、生物多様性保全の観点から積極的に推進する。

生物多様性保全の観点から評価検討する
至仏山の生物多様性保全に資するため、生態学的な視点を重視しつつ、専門委員会において現在の植生の状態について評価し、目標を定め、目標を達成するための管理（活動）方法について調査検討する。また、検討にあたっては、国立公園にふさわしい利用の適正化を図るため、登山道等施設の改善や適正な利用のルールについても調査検討する。

植生復元の実践活動への支援

至仏山東面登山道では、群馬県尾瀬保護専門委員が中心となって、主に植物学の観点から植生復元活動を実践し、経過観察と

検証を長年にわたり行ってきた。この活動の成果を、今後の具体的事業に的確に反映させることにも留意し、その支援策となるようすすめるものとする。

箇所毎の植生復元対策の検討

植生復元対策については、その費用対効果や実現可能性等を十分考慮することが必要であり、また植生破壊の原因や程度が箇所毎に異なると考えられることから、優先的に対処すべき箇所と、自然の回復力にゆだねる箇所とを区分するなど、箇所毎に最も適した方法について検討する。

3 国立公園にふさわしい自然保護と利用を進めるため、登山道等の施設の改善と適正化を進める。

至仏山にふさわしい登山道等施設のあり方について検討する

登山道等の施設整備が、ややもすれば利用者の利便性の追求に重点が置かれがちであったことに留意し、至仏山の植生保護及びその自然との適切なふれあいを促進する観点から、施設のあり方について調査検討する。

登山道の付け替え（ルート変更）の検討

既存の登山道が、貴重な植生に対して大きな負荷を与えている場合や、植生復元にとって障害となっていると考えられる小至仏山周辺や東面登山道の一部については、登山道の付け替えも検討する必要がある。

しかし、部分的とはいえ登山道の改変は、新たな植生の荒廃を引き起こす懸念があることから、実施に向けて検討する際には、環境への影響等について厳密な予測評価を行うなど慎重な配慮を行う。

不明確な登山道やテラス・ベンチ等の改善

植生への悪影響が、登山道の未整備やテラス・ベンチ等の休憩施設の不足ないしは不適切な配置等に基づく場合には、これらの施設について、景観への影響にも配慮し、箇所毎に適正な仕様・工法等を検討した上で、積極的に改善する。

特に現状で、歩行区域が不明確であり、かつ裸地の拡大がみられる箇所について

は、ロープによる柵立て等の適切と考えられる方法をもって、無秩序な立入防止策を早急に講じるものとする。

合理的かつ整合的な補修点検システムの検討

登山道や休憩場所等の施設は、点検や補修が遅滞なく円滑に行われることによって、植生保護や安全対策という本来の機能が発揮されるものである。しかし、これまでの至仏山においては、施設の管理者が、各々の整備方針や、予算執行手続きに基づき補修点検を行っているのが現状である。そこで、合理的かつ整合的に登山道等の施設の補修点検が実施できるよう、新たなシステムの構築について検討する。

安全対策の推進

至仏山に限らず山岳等自然の中での活動は、基本的にはすべての面において利用者の「自己責任」を原則とし、これを前提に十分な準備と細心の注意を払って行うべきものと考えられる。一方、場の管理においては最低限必要な安全対策を講じる必要もあるため、その基準について調査検討する。また施設そのものが有する構造的な安全対策に加え、利用者が現地において知りたい情報を、適時的確に伝えることによって危険を回避する方法についても調査検討する。

4 至仏山にふさわしい利用の適正化を図る。

至仏山にふさわしい利用調整モデルについて検討する

至仏山は、オゼソウを始めとした特有かつ特殊な原生的自然環境が残る地域であり、その場の利用には一定のルールが必要である。

改正自然公園法においては、原生的自然の風致・景観の保護と適正利用の持続的推進という観点から、特別地域内に指定される一定区域内への立入人数・利用時間等を調整する「利用調整地区」という制度が設けられた。

そこで、将来の利用調整地区制度の導入に配慮しながら、至仏山にふさわしい利用調整モデルを調査検討し作成する。

残雪期の利用規制対策の再検討

残雪期においては現在、関係機関の合意により登山道の閉鎖を利用者に周知している。しかしながら、閉鎖前のスキー利用やゴールデンウィーク時の利用による植生の荒廃に加え、滑落・道迷い等の遭難事故も発生しており、適切な範囲での利用規制を検討する。

環境教育の推進

植生の荒廃とその後の植生復元の様々な実践活動は、近年の自然と人間の関係をよく表す事例ともなっており、自然そのものを学ぶことと共に、環境教育の素材としても活用すべきものと考ええる。また、植生復元の実践活動は、一般市民が参加する機会を提供するものともなっている。こうした場において、活動内容を説明する解説板の設置等を含む環境教育利用の方策を検討する。

ガイドを活用した自然観察と利用指導の実践

植生の保護等に対して十分な配慮がなされつつ、自然とのふれあいを大切にしながら安全な利用が行われるためには、利用者への事前情報及び現地における適時的確な情報提供が必要である。このため、自然解説や利用指導を行うガイドの質を高めるとともに、既存の民間ガイドやボランティア活動の組織化、一定の認定制度や登録制度の創設について調査検討する。

5 保全対策の立案・実施・評価については、積極的に情報を公開し、広く市民の意見を求める。

尾瀬に関心を持つ多くの人々の意見を反映させて至仏山の保全を進めていくには、保全対策の立案段階から、その検討経過等について市民と情報を共有することが不可欠である。

そこで、保全対策の調査検討にあたっては、積極的に情報を公開するとともに、様々な機会を通じて、意見を広く社会に求め、保全対策に反映するよう努める。